

○鎌倉市芸術館指定管理者選定委員会規則

平成24年3月30日

規則第41号

鎌倉市芸術館指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）第3条の規定に基づき、鎌倉市芸術館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政運営等に関し識見を有する者
- (3) 文化芸術に関し識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

- 2 前条の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(秘密保持義務等)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。